

食品の自主回収及び苦情相談等について(令和7年(2025年)12月分)

(1) 食品の自主回収について

熊本市保健所管内の自主回収情報は次の通りです。

なお、全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「[自主回収報告制度\(リコール\)に関する情報](#)」をご覧ください。

	届出日	商品名	健康への危険性の程度 *	回収理由	回収方法
1	12/27	するめ	CLASS II	食品表示法違反: 賞味期限表示の欠落	・販売店 POP により周知 ・販売店舗での回収、返金対応

* CLASS I : 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合

CLASS II : 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

CLASS III : 喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

(2) 食品等に関する苦情相談

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。

令和7年(2025年)12月分の事例の中から紹介します。

	相談内容	対応等
1	消費期限を間違えて表示・販売した	<p>【事業者からの相談内容】</p> <p>イベントで生菓子を販売した際に、消費期限を間違って表示した。どうしたらよいか?</p> <p>(正) 12月1日 (誤) 11月1日</p> <p>【状況確認】</p> <p>市内製造所で製造された生菓子の完成品をイベント会場内の冷蔵ショーケースに陳列し、対面販売を行った。従業員は、消費者が希望する商品を紙袋に包み、日付を貼付して提供した。</p> <p>【保健所からの指導】</p> <p>従業員による対面販売においては期限表示の義務はないが、表示する場合は適切に表示すること。期限の誤表示については、消費期限を超過して(過去の日付)おり、消費者が摂取するおそれがない場合は、自主回収の報告対象から除外される。</p>

速やかにご相談を!食品の自主回収

消費者への迅速な情報提供により健康被害の防止と信頼確保が可能です

以下のような事案が発生した場合は、速やかに保健所にご相談ください。



- ・ 大腸菌による汚染や硬質異物の混入等(食品衛生法違反または違反のおそれ)
- ・ アレルゲンや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り(食品表示法違反)

※食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令等で定めるときを除く。

- ・ 大腸菌による汚染や硬質異物の混入等(食品衛生法違反または違反のおそれ)
- ・ アレルゲンや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り(食品表示法違反)

※食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令等で定めるときを除く。

自主回収情報は原則オンライン上で入力し、国のシステムで一元的に管理され、公表されます。

食品等事業者情報登録がお済みでない場合は、利用方法のご確認をお願いします。